

大江町低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大江町が発注する建設工事の指名競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第4項に規定する調査制度（以下「低入札価格調査制度」という）を適用して、落札者を決定する場合に必要な手続きを定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 低入札価格調査制度を適用する建設工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が1,000万円以上の建設工事とする。

(調査基準価格の算定)

第3条 指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、あらかじめ契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を第2項により定めるものとする。

2 調査基準価格は、契約担当者が次により算出した額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額。

ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た金額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た金額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た金額

エ 一般管理費に10分の6.8を乗じて得た金額

(2) 工事の性質上等、上記の規定により難しいものについては、上記の算出方法に関わらず、契約ごとに10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で担当課の定める割合を予定価格に乘じて得た額。

(入札参加者への周知)

第4条 対象となる建設工事及び業務委託の入札を行うときは、入札に参加しようとするものに対し、低入札価格調査制度の対象入札であることを周知するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第5条 入札執行者は入札の結果、最低価格が調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施した後落札者を決定する旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

2 前項により落札の決定を保留した場合は、当該建設工事等を所管する課の課長（以下「所管課長」という。）は、当該最低価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）について、次の各号に該当するか否かの調査を行うものとする。

(1) 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき

(2) 最低価格入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある、著しく不適當であると認められるとき

(低入札価格調査の内容)

第6条 所管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札した入札者のうち、第5条により調査を行うこととされたもの（以下「対象者」という。）について、第5条第2項各号に該当するか否かを判断するため、対象者より工事積算内訳書を提出させ、次に掲げる必要事項について、関係書類やヒアリングの実施により調査を行う。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否。
 - イ 設計書及び仕様書と、内訳書との整合
 - ロ 内訳書の積算の適否、比較
 - (イ) 違算の有無
 - (ロ) 低価格となる積算の根拠の妥当性
 - ハ 当該工事及び業務における入札価格での利益見通し
- (2) 施工等体制及び資材等の調達等の適否
 - イ 施工等計画の適否
 - (イ) 配置技術者計画の適否
 - (ロ) 労務者の調達計画の適否及び労務単価の妥当性
 - (ハ) 下請業者の計画の適否
 - ロ 資材の調達計画の適否
 - ハ 施工に必要な機器の調達計画
- (3) 当該入札者の経営状況等
 - イ 経営状況
 - ロ 信用状況
 - (イ) 建設業法違反及び指名停止措置の有無
 - (ロ) 貸金不払の状況
 - (ハ) 下請代金の支払遅延の状況
- (4) その他、必要な事項

(公正入札調査委員会への付議)

第7条 所管課長は、前条の調査結果を様式第1号により取りまとめ、大江町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）へ付議するものとする。

- 2 委員会は、最低価格入札者が第5条第2項各号に該当するか否かを審議し、その結果を様式第2号により、入札執行者及び所管課長に通知するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の委員会による審議の結果を受け、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者と決定し、様式第3号により通知するものとする。また、様式第4号によりその旨を入札者全員に通知するものとする。

- 2 町長は、前条の委員会による結果を受け、当該最低価格によつては契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、様式第5号により通知するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第5条から本項までを準用する。なお、町長は、次順位者を落札者とした場合には、最低価格入札者に対して落札者となし旨の通知を行うとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(公表等)

第9条 低入札価格調査制度における公表等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 要綱は公表するものとする。
- (2) 低入札価格調査を行った入札については、入札調書に低入札価格調査により落札した旨を記載するものとする。
- (3) 入札調書に調査結果報告書及び審査結果通知書を添付し公表するものとする。
- (4) 調査基準価格は公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。